

2025年  
11月号

# 協会けんぽNEWS

全国健康保険協会長野支部  
職場内での回覧をお願いします

長野支部LINE公式アカウント  
始めました！  
毎月2回、協会けんぽの事業案内や  
健康情報をお届けします！  
友だち追加はこちから▶▶▶▶▶



## 健康保険証が使用できるのは令和7年12月1日まで

令和7年12月2日以降、現在お持ちの健康保険証は使用できなくなります。

そのため、協会けんぽでは、マイナ保険証の利用を促進しています。  
マイナ保険証を使用して受診するメリットは、「安心」と「便利」の大きく2点です。

安心



### よりよい医療が受けられる！

- 診療情報・特定健診情報を医師と共有できるため、重複投薬のリスク回避

※本人が同意した場合のみ共有されます



便利



### 各種手続きもスムーズに！

- 就職や転勤に伴う健康保険の切り替え後も、最新の情報で受診
- 高額医療費制度の事前連絡が不要
- マイナポータルにて医療費通知情報が随時入手可能

Q. 令和7年12月2日以降、使用できなくなった健康保険証は回収するの？

A. 12月2日以降は、健康保険証を協会けんぽに返却する必要はなく、ご自身で廃棄が可能になります。

※個人情報になりますので廃棄の際には十分ご注意ください。

受動喫煙対策は“健康経営®”の第一歩～従業員の健康と医療費適正化のために～



### 受動喫煙

職場での受動喫煙防止は、労働安全衛生法第68条の2に基づく事業者の責務です。  
同時に、従業員の健康維持や医療費適正化につながる重要な健康経営の取組でもあります。

望まない受動喫煙が発生していないか周囲への配慮へ取り組んでいきましょう。



たばこはあなたの大切な人の健康にも影響をおよぼします。

※健康経営は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

# 定期健康診断(事業者健診)結果データのご提供をお願いします

協会けんぽでは、40歳以上の従業員の皆様の健康サポート(特定保健指導)を実施するため、健診結果の提出をお願いしています。生活習慣病予防健診をご利用なさっていない事業所様におかれましては、健診結果の提出にご協力をお願いします。

提供方法は**2つ!**

## A.協会けんぽと契約している健診機関で受診の場合

協会けんぽへ**提供依頼書**をご提出ください。

事業主様



提供依頼書

協会けんぽ



## B.協会けんぽと契約していない健診機関で受診の場合

**定期健診結果のコピーと質問票**をご提出ください。

事業主様



健診結果コピー

質問票

協会けんぽ



契約している健診機関・提供方法等について詳しくはこちらから



### 個人情報の取り扱い等について

「高齢者の医療の確保に関する法律」および「健康保険法」により、**事業主様が健診結果を保険者(協会けんぽ)へ提供することが義務付けられています**。また、このように法律に義務付けがある場合、健診を受けた方(従業員様)の健診結果提供への同意も必要ありません。※同意がない場合でも提供しても事業主様が法的に責任を問われることはございません。

お問い合わせは保健グループ(026-238-1250 音声案内2)まで

## 「被扶養者状況リスト」の提出期限は**令和7年12月12日**です

扶養状況の確認のため、**対象者がいる事業所様**に令和7年10月中旬から下旬にかけて「被扶養者状況リスト」をお送りしています。



リストが届いた事業所様は対象の方の扶養状況を確認のうえ、提出期限までに「被扶養者状況リスト」の提出をお願いします。被扶養者の方の現況確認だけではなく、保険給付の適正化や**加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な手続き**となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

「被扶養者状況リスト」についての問い合わせは(026-238-1250音声案内1)まで

## 令和8年1月より各種申請手続きの電子申請を開始します

令和8年1月からオンラインで各種申請手続きの申請ができる電子申請がスタートします。電子申請は郵送に係る手間が必要ないことや、申請後の処理状況がオンラインで確認できること等、**メリットがたくさん!**ぜひご利用ください。

詳しくはこちらのホームページをご覧ください



共に目指します。世界で一番(ACE)の健康長寿  
**全国健康保険協会 長野支部**  
協会けんぽ

メルマガ登録から健康づくりを始めよう!

毎月10日に  
健康情報配信中! 登録はこちらから  
kyoukaikenpo.or.jp (@の後ろ)からのメールを受信できるよう設定してください

